

## 一般社団法人 日本アロマセラピー学会 講師料支払規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アロマセラピー学会(以下「本学会」という。)が主催する研修事業、セミナー事業等において、講演・講義を行う講師(以下「講演講師」という。)に対する講師料、実技指導とそれに伴う講義を行う講師(以下「実技講師」という。)に対する講師料およびその他の謝金について基本的な基準を定めることを目的とする。

### (講師の分類)

第2条 この規程において、「講師」を次のとおり分類定義する。

- (1) 内部講師 本学会の会員の講師
- (2) 外部講師 前号以外の場合で、外部に依頼する講師

### (外部・講演講師の区分)

第3条 講演講師として本学会が招へいする外部講師は、別表1の基準により区分する。

2. 別表1の基準によりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

### (外部・講演講師料の支給額)

第4条 講演講師として本学会が招へいた外部講師の講師料は、前条に規定する区分によって別表2のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

### (内部・講演講師料の支給額)

第5条 内部の講演講師の講師料は、別表3のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

### (外部・実技講師の区分)

第6条 実技講師として本学会が招へいする外部講師は、別表4の基準により区分する。

2. 別表4の基準によりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

### (外部・実技講師料の支給額)

第7条 実技講師として本学会が招へいた外部講師の講師料は、前条に規定する区分によって別表5のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

### (内部・実技講師料の支給額)

第8条 内部の実技講師の講師料は、別表6のとおり支給するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

(講師料の時間単位)

- 第9条 この規程で規定する講師料は、あらかじめ講師に依頼し合意したプログラムにおける指導・講義時間について、60分間を1単位とし、算定するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、設定時間が1単位に満たない場合は、満たない分の比例配分性にて講師料を算定するものとする。

(講師料の支払方法)

- 第10条 講師料の支払にあたっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。
  3. 精算方法は、現金による支払または口座振込みのいずれかとする。

(講師の旅費)

- 第11条 講師の旅費は、本学会の旅費規程により支給するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

(学術総会における講師料等の扱い)

- 第12条 学術総会においては、内部講師(講演講師・実技講師の双方を含む。)には講師料および旅費を支給しない。
2. 学術総会に招へいする外部講師(講演講師・実技講師の双方を含む。)の講師料および旅費については、学術総会会長の判断に委ねられるものとする。ただし、学術総会会長はこの規程をガイドラインとして用いなければならない。

(法人との講師派遣における講師料等の扱い)

- 第13条 本学会が講師派遣の契約を法人と締結する場合(本学会が法人に講師を派遣する場合、および本学会が法人から講師の派遣を受ける場合の双方を含む。)において、講師の区分、講師料の支給額その他の事項については、本規程の定めに基づき準ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、本学会理事長の判断に基づき決定するものとする。

(講師料等を支給しない場合)

- 第14条 講師料・謝金・旅費が本学会以外の者から支払われる場合は、本学会はそれらを支給しない。
2. 座長へは謝金および旅費を支給しない。
  3. 講義の内容が講師の所属機関・関連機関の業務・宣伝にあたる場合は、講師料・謝金・旅費を支給しない。

(常務理事会および理事会への報告)

- 第15条 講師の区分、講師料の支給額その他の事項について、本規程の定めによりがたいものとして本学会理事長の判断に基づき決定した場合は、本学会理事長は、事後、その内容につき常務理事会および理事会に報告しなければならない。

(委任)

- 第16条 この規程に定めるほか、この規程を実施するにつき必要な細則事項は、常務理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

1. この規程は平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。
2. この規定は平成 26 年(2014 年)1 月 19 日から変更実施する。
3. この規定は平成 27 年(2015 年)11 月 8 日から変更実施する。
4. この規定は令和 4 年(2022 年)4 月 2 日から変更実施する。
5. この規定は令和 4 年(2022 年)6 月 4 日から変更実施する。

別表 1: 外部・講演講師の区分

区分		該当者
(1) 特別基準		社会的な著名人
(2) 大学講師基準	① 大学 A 基準	大学(含む短大) 教授
	② 大学 B 基準	大学(含む短大) 准教授
	③ 大学 C 基準	大学(含む短大) 講師以下
(3) 専門講師基準	① 専門 A 基準	施設長
	② 専門 B 基準	その他

別表 2: 外部・講演講師料の支給額 (源泉徴収後の手取額)

区分		1 単位(60 分)の単価
(1) 特別基準		講師の知名度、社会的な慣行等を考慮し、担当理事が理事長に諮り決定した額。 50,000 円(+ $\alpha$ あり)
(2) 大学講師基準	① 大学 A 基準	20,000 円
	② 大学 B 基準	18,000 円
	③ 大学 C 基準	16,000 円
(3) 専門講師基準	① 専門 A 基準	16,000 円
	② 専門 B 基準	11,000 円

別表 3: 内部・講演講師料の支給額 (源泉徴収後の手取額)

区分	1 単位(60 分)の単価
理事	12,000 円
評議員	11,000 円
その他の正会員	10,000 円

別表 4: 外部・実技講師の区分

区分	該当者
(1) 特別基準	社会的な著名人
(2) 外部講師基準	その他

別表 5: 外部・実技講師料の支給額 (源泉徴収後の手取額)

区分	1 単位(60 分)の単価
(1) 特別基準	講師の知名度、社会的な慣行等を考慮し、担当理事が理事長に諮り決定した額。 10,000 円 (+ $\alpha$ あり)
(2) 外部講師基準	8,000 円

別表 6: 内部・実技講師料の支給額 (源泉徴収後の手取額)

区分	1 単位(60 分)の単価
研修・セミナー等での講師	5,000 円
実技講師育成のためのトレーニングの講師	2,500 円